

LINE 法人向けサービス「LINE 公式アカウント」個別約款

第1条（約款の適用）

1. この LINE 法人向けサービス「LINE 公式アカウント」個別約款(以下、「個別約款」といいます。)は、LINE 株式会社(以下、「当社」といいます。)が契約者に提供する「LINE 公式アカウント」サービス(以下、「本サービス」といいます。)の利用について定めるものです。
2. 個別約款は、「LINE 法人サービス基本約款」(以下、「基本約款」といいます。)とあわせて適用され、基本約款と個別約款の内容が異なる場合は、個別約款が優先して適用されるものとします。

第2条（定義）

個別約款において使用する用語は、以下の各号の意味で使用し、定義されない用語は、基本約款の定めによるものとします。

- (1) 「本件アカウント」とは、契約者が本サービスを利用するため、当社が契約者に貸与する法人向けアカウントをいいます。
- (2) 「本件コンテンツ」とは、本件アカウントのプロフィール情報または本件アカウントから発信される情報として、本件サービスに表示されるコンテンツ(文章、写真、イラストおよび動画を含みますが、これらに限りません。)をいいます。
- (3) 「投稿コンテンツ」とは、本件コンテンツのうち契約者が本サービスに投稿、送信、アップロードするなどして当社の管理するサーバを経由して利用者に配信されるコンテンツをいいます。

第3条（利用代金等）

1. 本サービスにおける利用代金および契約期間その他の諸条件等は、当社が別途定める「媒体資料」および申込書等によるものとします。
2. 契約者が、契約期間の満了日以前に、本サービスの利用契約を解除する場合、契約者は当該解除月から契約期間満了日までの期間に対する金額を支払うものとします。ただし、当該解除が当社の責に帰する場合はこの限りではありません。

第4条（本件アカウント）

1. 契約者は、当社と別途合意する時期までに、本件アカウントに関する基本的事項を、別途当社が定める書面「LINE 公式アカウント事前確認および登録事項」に記載のうえ、当社に届け出るものとします。
2. 契約者は、当社に電子メールを含む事前の書面による承諾得ることなく、契約者以外の第三者に本件アカウントを利用(本件アカウントへのアクセス、本件アカウントからの情報の発信、その他本件アカウントの一切の操作をいう。以下同じ。)させてはならないものとします。
3. 契約者は、本件アカウントの利用に際し、当社が別途定める「LINE 利用規約」(以下、「利用規約」といいます。)を遵守するものとします。この場合、利用規約における「利用者」を「契約者」に読み替えて解釈するものとし、かかる利用規約の内容と、基本約款および個別約款に定める事項とに矛盾抵触があった場合は、基本約款および個別約款に定める事項が優先して適用されるものとします。
4. 契約者は、利用者が、本件サービスにおいて受信した本件コンテンツが、利用者の端末に保存され、利用契約終了後も本サービスにおいて閲覧できることを了承するものとします。

5. 契約者は、当社の事前の承諾なくして、本サービスを契約者以外の第三者の為の広告媒体(本件コンテンツにおいて、契約者以外のサービスや商品名等を宣伝することを含みます。)として使用することはできないものとします。
6. 当社は、契約者の本件アカウントの利用に対し、合理的な範囲内で補助するものとし、かかる補助に必要な範囲で、当社は、本件アカウントにアクセスし、本件アカウントを操作できるものとします。
7. 当社は、契約者からの依頼により前項操作を行い、当該操作に起因して契約者および利用者が発生した損害につき、一切その責任を負わないものとします。
8. 当社は、本件アカウントに関する情報(ただし、本件コンテンツについては、通信の秘密の保護に抵触しないものに限ります。)を、本件サービスの広告・宣伝活動に利用することができるものとします。

第5条 (本件コンテンツの表明保証)

契約者は、当社に対して、以下の各号の事項を表明しこれを保証します。

- (1) 本件コンテンツが、第三者の権利(著作権、著作者人格権、特許権、商標権、意匠権、実用新案権、営業秘密、名誉権、肖像権、プライバシー権、パブリシティ権を含むが、これらに限られない。)を侵害しないこと。
- (2) 本件コンテンツが、公の秩序または善良の風俗を害するおそれのある内容(過度に暴力的な表現、露骨な性的表現、その他反社会的な内容を含むが、これらに限られない)または法令によって禁止される内容を含まないこと。

第6条 (本件アカウントの管理体制)

契約者は、本件アカウントの管理体制について、以下の各号の事項を遵守するものとします。

- (1) 契約者は、本件アカウントの利用により利用者から取得した一切の情報(個人情報を含みますがこれに限りません。以下、「本件情報」といいます。)を、利用契約の履行に必要な範囲内でのみ使用するものとし、当社からの電子メールを含む書面による事前の許諾なく第三者に開示、提供または漏洩してはならないものとします。
- (2) 契約者は、本件アカウントおよび本件情報の適正な管理のため、以下の各号に定める体制を構築するものとします。
 - ① 本件アカウントおよび本件情報の一切の取扱いを監督する責任者を選任すること。
 - ② 本件アカウントおよび本件情報にアクセス可能な端末装置を限定すること。
 - ③ 前号に定める端末装置の ID およびパスワードを厳重に管理すること。
 - ④ 本件情報が記録(記載)された有体物を使用する場合は、使用および保管する場所を限定すること。
 - ⑤ 施錠可能なキャビネット、ロッカー等によって前号に定める有体物を厳重に管理すること。

以上

(実施年月日)

1. この個別約款は2012年6月1日より制定・施行します。
1. この個別約款は2012年6月27日より改訂・施行します。
1. この個別約款は2012年11月1日より改訂・施行します。
1. 2013年4月1日 商号および関連する利用規約の名称を変更